

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規定は、定款第7条に規定する当法人の会員の資格について、規定することを目的とする。

(正会員)

第2条 正会員は、ケーブルテレビ事業を行う法人とする。ただし、ケーブルテレビ事業者を統括する法人（MSO）を含むものとする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、ケーブルテレビ事業に関係する個人又は団体であって、当法人の目的に賛助する者とする。

- 2 賛助会員のうち、業界に広く製品・サービスを提供する団体であって、活動への参加、情報の共有、人材交流等により特別賛助する者を特別賛助会員とする。

(ケーブルテレビ事業)

第4条 ケーブルテレビ事業を行う法人とは、放送法施行規則第2条第6項に定める有線テレビジョン放送事業者とする。

(MSO)

第5条 ケーブルテレビ事業を統括する法人（MSO）とは、複数のケーブルテレビ事業者を経営的、技術的に管理し、業務を支えている法人をいう。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(施行)

第7条 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。